

意見書

平成 27 年 8 月 6 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-7317

(ふりがな)

とうきょうとみなとくひがしんぽ

住 所

東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏 名

ソフトバンク株式会社

だいいょうとりしまりやくしゃちょう けん しーいーおー みやうち けん

代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙

(連絡先)



「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の算定の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の算定の在り方」答申(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

章	頁	意見
第2章 平成28年度以降の接続料算定方式について	18 頁	<p>【答申案】 2. 長期増分費用方式の評価 (2)考え方</p> <p>ヒアリングにおいても、長期増分費用方式はボトルネック設備を設置する事業者の非効率性を排除し、接続料算定の透明性を担保する方式として有効に機能していることなどから、引き続きその存続を望む声も強い。このような状況を踏まえれば、接続料算定の透明性や公正性を確保することは引き続き重要であり、現時点では、これらを十分に担保し得る適切な代替方式は見当たらない。</p> <p>したがって、平成28年度以降の加入者交換機能や中継交換機能等に係る接続料の算定方式として、実際費用方式を採用することは、現時点においては適当ではなく、引き続き、長期増分費用方式を用いることが適当である。</p> <p>【意見】 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。）の固定電話シェアは、依然として高く、約 73%（※）を占めています。長期増分費用（以下、「LRIC」といいます。）方式は、固定電話分野の競争が不十分なことからこの方式が導入され、接続料算定の客観性・透明性の確保、恣意性や非効率性の排除等に寄与してきたと考えます。</p> <p>したがって、平成 28 年度以降の接続料算定方式は、引き続き LRIC 方式を適用すべきと考えます。</p> <p>※出典：電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 26 年度第 4 四半期（3 月末）） （平成 27 年 6 月 23 日） http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000092.html</p>

章	頁	意見
第2章 平成28年度以降の接続料算定方式について	26 頁	<p>【答申案】</p> <p>3. IPモデル及び改良モデルの評価及び平成28年度以降の接続料算定 に適用するモデル (5) 考え方 イ 今後の IP モデルの検討について</p> <p>今回研究会で検討されたIPモデルは、平成28年度からのPSTNに係る接続料算定に適用することを前提に構築されたものであるが、今後のIPモデルの検討に当たっては、NTT東西だけでなく、他の事業者のIP網への移行の進展状況も踏まえ、算定対象とすべき設備範囲(引き続きPSTNのみを長期増分費用方式の算定対象とすべきかNGNを含めて算定対象とすべきか等)、モデル化に当たって考慮すべきサービス・機能及びモデルの精緻化の程度など、モデル構築の前提条件について、改めて整理することが適当である。</p> <p>その際には、今回、IPモデルを接続料算定に適用する場合の課題とされた音声品質を確保するための具体的な方式やコスト算定方法、IPモデルでは算定できないアンバンドル機能の扱いなどについても、上記の整理を踏まえつつ、更に検討を進めることが必要である。</p> <p>なお、今回研究会で検討されたIPモデルでは、アクセス回線の收容方法や緊急通報に係る機能といったIP網での実現方式の定まっていないこと等もモデルの課題や留意事項として挙げられているが、こうした項目が接続料原価に与える影響の程度などを検討するためには、第一種指定電気通信設備に係るマイグレーションを予定しているNTT東西から、その具体的な計画が示されることが望ましい。</p> <p>【意見】</p> <p>音声品質を確保するための具体的な方式については、KDDI 株式会社殿から、過去のソフトウェア開発費用実績等を基に接続料原価に占める割合は極小規模なものであるとの推計が示されています。このように接続料原価全体に占める割合等も考慮し判断すれば、平成 28 年度以降の接続料算定に適用するモデルとして、IP-LRIC モデルを採用することも可能と考えます。モデルの精緻化を追求するあまり、本来の目的である非効率性を排除したコスト算定モデルの変更・導入を先送りすべきでないと考えます。</p> <p>なお、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の算定の在り方」答申(案) (以下、「本答申案」といいます。)で示されたように、IP 網のアクセス回線收容方法や緊急通報に係る機能等の実現方式の詳細を検討するためには、NTT 東西殿から具体的な計画が示されることが不可欠です。総務省殿から、NTT 東西殿へ早期の情報開示を要請し、次々期モデル検討が円滑に進められるようにして頂きたいと考えます。</p>

章	頁	意見
第3章 NTSコストの扱い	33 頁	<p>【答申案】 2. 平成28年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い (2) 考え方 ウ 平成28年度以降におけるき線点RT-GC間伝送路コストの扱い</p> <p>き線点RT-GC間伝送路コストは、通信量に依存せず加入者回線の増減に応じてコストが増減するNTSコストであることから、当該コストは、接続料原価から控除されているその他のNTSコストと同様に、基本料の費用範囲の中で回収することが原則である。</p> <p>他方、ユニバーサルサービス制度の補填対象額の算定方法の見直しが行われ、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への付替えが開始された際の状況、すなわち事業者の太宗が番号単価をそのまま利用者に請求している状況に変化がないことに鑑みれば、現時点で接続料算定の原則に従い当該コストを接続料原価から控除し、基本料原価に算入することでユニバーサルサービス制度に係る補填対象額が増加することは、利用者負担の抑制を図る観点からは適当とは言えない。</p> <p>以上のことから、平成28年度以降のき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、利用者負担の抑制の観点から、引き続き従量制接続料の原価にその100%を算入することは止むを得ないと考えられる。</p> <p>しかしながら、前述の通り、き線点RT-GC間伝送路コストは接続料原価から控除されることが原則である。このため、今後、ユニバーサルサービス制度に係る事業者負担の利用者への転嫁の在り方を見直すこと等により、利用者負担の抑制を図りつつ、き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価から控除できないか検討することが適当である。</p> <p>【意見】 き線点 RT-GC 間伝送路コストを当分の間の措置として接続料原価に再び算入することとした平成 19 年度答申の背景は、接続料低下により接続料負担額が減額となる一方、ユニバーサルサービス料の増額が見込まれたため、市場環境の変化や利用者負担の抑制を考慮したことによるものです。</p> <p>しかしながら、現在は、接続料水準が通信量の大幅な減少により上昇傾向にあり、ユニバーサルサービス料の番号単価が8円から2円にまで低廉化しており、き線点 RT-GC 間伝送路コストが接続料原価に加算された当時と全く逆の環境にあります。</p> <p>したがって、NTS コストであるき線点 RT-GC 間伝送路コストは、原則通り接続料原価から控除し、その他の NTS コストと同様に、基本料の費用範囲の中で回収するようにすべきと考えます。</p>
第4章 接続料算定に用いる入力値の扱い	41 頁	<p>【答申案】 2. 平成28年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い(通信量)</p>

章	頁	意見
		<p>(2)考え方 イ その他の入力値の扱い</p> <p>平成28年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当である。</p> <p>なお、今後、次々期の接続料算定期間における予測通信量の扱いについて見直しを行う際には、PSTNに係る通信量が継続的な減少傾向にあることも踏まえつつ、適切な予測方法の在り方について、改めて必要な検討を行うことが適当と考えられる。</p> <p>【意見】 接続料算定に用いる予測通信量の扱いは、本答申案において示されている通り、予測通信量と実績通信量の乖離が少なく、また接続料算定の安定性・継続性の観点から、引き続き「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量」を採用して頂くことを要望します。</p>
第4章 接続料算定に用いる入力値の扱い	41 頁	<p>【答申案】 2. 平成28年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い(その他入力値の扱い) (2) 考え方 イ その他入力値の扱い</p> <p>現行の接続料算定における通信量以外を入力値の扱いについては、可能な限り最新のデータを用いることが原則であり、ヒアリング等においても、この点について何らかの見直し等を求める意見は示されなかったことも踏まえれば、その運用に、特段の問題点は認められない。</p> <p>したがって、通信量以外を入力値については、引き続き、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当である。</p> <p>なお、光ケーブルの経済的耐用年数については、長期増分費用モデル研究会報告書において最新の撤去実績等を用いて推計した結果、架空17.6年、地下23.7年とされているが、当該年数の再推計の頻度も含めた具体的な経済的耐用年数の算定方法については、引き続き、長期増分費用モデル研究会等において、専門的な見知から適宜適切に検討が行われることが適当である。</p>

章	頁	意見
		<p>【意見】 光ケーブルの経済的耐用年数が、長期増分費用モデル研究会において、昨年7年ぶりに見直された結果、架空ケーブル及び地下ケーブルの経済的耐用年数は約2.5年延びました。光ケーブルは耐久性に優れており長期利用を想定して設計されている設備のため、光ケーブルの利用状況を毎年調査し、実態を適切に反映した経済的耐用年数とすべきと考えます。</p>
第5章 東西均一接続料の扱い	46 頁	<p>【答申案】 2. 平成28年度以降の東西均一接続料の扱い (2) 考え方 イ 東西別接続料の設定の適否</p> <p>これまでの答申において繰り返し指摘してきたとおり、接続料規則における原価算定の原則やNTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からは、本来的には、東西別に接続料を設定することが適当である。</p> <p>また、東西別接続料が設定されているNGN接続料については、光IP電話サービスの契約者数がすでに加入電話サービスを上回っており、その通信量においても上回りつつある。</p> <p>しかしながら、現在、光IP電話サービスは、一般的にブロードバンドサービス等とともに提供されていることに対し、PSTNは音声に特化したサービスが主流であることから、現時点においては、PSTNとNGNを同一の観点から比較しうる状況にまでは至っていない。また、上記アで述べたとおり、現行モデルを改良モデルに変更することによって、NTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられず、NTT東西間の接続料格差は、GC接続、IC接続ともに依然として20%以上に達している。加えて、これまでの答申において考慮した接続料の東西格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響等についても、この数年間に大きな環境の変化があるとは認められない。</p> <p>以上を踏まえれば、平成24年答申時の状況から、東西別接続料を設定することが適当と考えられる程度の環境変化があったとは認められず、平成28年度以降の接続料算定においても、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当である。</p> <p>なお、将来的には、PSTNのマイグレーションが行われることを踏まえれば、PSTNに係る接続料についても改めて東西別接続料の設定の要否について検討が必要となると考えられるが、その際には、社会的コンセンサスに十分に配慮しながら検討を進める必要がある。</p> <p>【意見】 NTT 東西殿は別会社であり、本答申案において「接続料規則における原価算定の原則や NTT 東西殿を別々の地域会社</p>

章	頁	意見
		<p>として設立した経緯からは、本来的には、東西別に接続料を設定することが適当」とされているように、接続料の算定はそれぞれのコストに基づき算定されるべきと考えます。本答申案にもある通り、IP 電話の接続料は既に東西別に設定されており、IP 電話の契約者が固定電話の契約者数を上回っている現状を踏まえ、PSTN 接続料についても東西別接続料の導入を検討すべきと考えます。</p>
<p>第6章 NGN接続料との加重平均方式の導入について</p>	<p>50 頁</p>	<p>【答申案】 2. 加重平均方式の導入について (2) 考え方</p> <p>PSTNとNGNは、異なるネットワークとしてそれぞれのアンバンドル機能について接続料が設定されているが、マイグレーションの実施等によりIP網への移行の進展がある程度進んだ状況においては、加入電話とひかり電話を同一の音声サービスと見なし、加重平均方式の適用によりPSTNとNGNに同一の接続料を設定することも合理的なものと考えられる。</p> <p>しかしながら、現時点において事業者から積極的に加重平均方式の導入を求める意見がなく、また、それぞれのネットワークの原価算定方式の在り方(長期増分費用方式とするか実際費用方式とするかなど)や算定すべきアンバンドル機能等、同方式の導入に当たって検討すべき課題も残されている。</p> <p>このため、加重平均方式を平成28年度から導入することは適当ではないものの、今後、PSTNに係る需要の急激な減少やマイグレーションの実施等により、PSTNに係る接続料が急激に上昇する等、現行の接続料算定方式では適正な接続料を算定することが困難となった場合の対応策の一つとして導入することは考えられる。</p> <p>したがって、加重平均方式の導入については、導入の必要性やその導入が事業者及び利用者を与える影響を踏まえ、引き続き必要な検討を行っていくことが適当である。</p> <p>【意見】 加重平均方式は、導入を要望する事業者もなく、見かけの数値が変わるだけであり、PSTNに係る需要の急激な減少やマイグレーションの実施等の課題に対する本質的な解決策ではありません。この課題を解決するためには、音声サービスがPSTN及びIP網の2つのネットワークで提供されていることに起因する非効率性を排除することが必要であり、NGNを含めたIP-LRICモデルを適用すべきと考えます。</p>

章	頁	意見
第7章 平成 28 年度以降の接続料算定方式の適用期間	52 頁	<p>【答申案】 2. 改良モデルを用いた算定方式の適用期間 (2) 考え方</p> <p>制度の安定性を確保する観点や、接続事業者における事業運営の中期的な展望・予見性の確保の観点から、算定方式の頻繁な変更は、必ずしも好ましくない。 このため、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とすることが適当である。</p> <p>ただし、IP網への移行の進展等により、電気通信分野を取り巻く環境は今後急速に変化していくことも考えられる。このため、適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、環境変化に適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うなど、ことが適当である。</p> <p>【意見】 0AB～J-IP 電話の契約数が固定電話契約数を逆転する転換期においては、急激な環境変化が起こる可能性があります。実際に平成 27 年 3 月末時点で固定電話の契約数 5,619 万のうち、IP 電話は 2,846 万となり(※)IP 電話の契約数が半数を超え、これまでの推移を踏まえると IP 電話契約数の増加は今後も続く見込みです。このような環境変化に柔軟に対応できるよう、仮に平成 28 年度以降に改良モデルを採用する場合、改良モデルの適用期間は基本的に 2 年間とすべきと考えます。改良モデルの適用期間を可能な限り短くし、次々期モデルを前倒し IP-LRIC モデルを適用すべく早期に検討着手することが必要と考えます。</p> <p>※出典 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 26 年度第 4 四半期(3 月末)) (平成 27 年 6 月 23 日) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000092.html</p>
第8章 今後の接続料算定の在り方	54 頁	<p>【答申案】 2. 今後の見直しの方向性 (1) 音声通信に係る接続料制度の見直しについて</p>

章	頁	意見
		<p>平成26年答申において、移動通信サービスに係る接続料制度については、より柔軟な利用者料金の設定を可能にする観点から、着信接続料を相互に支払わない方式(ビル&キープ方式)について詳細な検討を進めるべきとされており、また、欧州や米国においては、固定電話網及び携帯電話網の着信音声接続料にビル&キープや長期増分費用方式が適用されるなど、固定電話網と携帯電話網の接続料には、同等又は類似の制度が適用されている。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、今後の環境変化に適切に対応した接続料算定の在り方を検討するためには、次々期に適用する接続料算定方式の検討に当たって、第一種指定電気通信設備のアンバンドル機能に係る長期増分費用モデルの見直しやNGNとの加重平均方式の導入についての検討を行うだけでなく、適切な競争環境の維持、促進等を図る観点から、諸外国の接続料算定方式も参考としつつ、固定電話網及び携帯電話網にビル&キープ方式や長期増分費用方式を導入することについても検討するなど、音声通信に係る接続料制度全体の在り方についても検討を行うことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>音声通信に係る接続料制度全体の在り方の検討を進めるに当たっては、PSTNに適用される次期LRICモデルの適用期間が平成28年度から平成30年度までの3年間とされていること、またIP-LRICモデルはアンバンドル機能の一部(中継伝送専用機能等)が算定できない等の課題やNGNを含めて算定対象とするか等、検討課題が既に明確となっていることから、IP-LRICモデルの検討を優先的に進めるべきと考えます。</p> <p>一方、ビル&キープ方式は、第12回情報通信審議会2020-ICT基盤政策特別部会基本政策委員会(平成26年7月18日)資料12-3_P.11にもある通り、主要国でも米国のみに限られる等、導入事例も非常に少ないものです。また、事業者間の取り決めに関する事項だけでなく、利用者の料金負担の在り方も含め日本の通信制度全体を大きく変える可能性があります。例えば、通信の発側の事業者が着側の事業者のネットワークを含めてエンドエンド料金を設定し、接続料については互いに支払わないという形態のビル&キープ方式は、中継事業者がネットワークコストの回収が困難となる可能性があり、接続通話における発信と着信のトラヒックアンバランスが生じる場合の公平なコスト負担の在り方や、固定ネットワーク・携帯ネットワーク等の異なるネットワーク間での整備コストの差異等、これ以外にも様々な検討課題があると想定されることから、時間をかけて慎重に検討する必要があると考えます。</p>

以上